

令和7年11月28日

## 地域支援事業に係る消費税の取り扱い誤りについて

市で締結していた委託契約について、消費税の取り扱いの誤りがありました。

### 1 概要

#### (1) 消費税を課税とすべきもの

介護予防事業業務委託契約において、消費税を課税とするべきところを非課税として取り扱っていたため、消費税分が未払いとなっていました。

- ・不足金額(令和元年度～5年度)  
市内18法人 5,108,440円

#### (2) 消費税を非課税とすべきもの

包括的支援事業（「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」）に伴う業務委託契約において、消費税を非課税とするべきところ、誤って消費税を含めた金額で契約を締結し、消費税分を過払いしていました。

- ・過払い金額(令和元年度～5年度)  
3法人分 14,074,771円

### 2 経過

- 令和7年1月 消費税の取り扱いについて、担当職員が事務を確認する中で疑義のあった契約を税務署に照会。
- 令和7年2月 税務署から回答があり、課税誤りが判明。
- 令和7年3月 令和6年度の契約については、年度内のため変更契約で対応。
- 令和7年4月 過払い分の委託先3法人と協議開始。
- 令和7年5月 消費税の未払い分について委託先の18法人へ支払い。

### 3 誤りの原因

国の非課税告示に基づく課税・非課税の区分の判断を誤ったため。

### 4 今後の対応

- (1) 過払い分は委託先の3法人と返納の手続きを進めます。
- (2) 関係機関からの通知文書等について、これまで以上に精査し、課税区分を正確に把握するよう努めます。

担当:長寿福祉課  
課長 梅津  
地域包括ケア推進室長 菅野  
電話 024-529-5064(直通)